

**脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費
性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律
(令和4年法律第69号)に係る質疑応答集
(令和7年3月31日時点)**

<目次>

1	建築物省エネ法関係	2
1.	省エネ基準適合の義務化	2
1-1	制度全般・義務付対象	2
1-2	増改築の扱い	5
1-3	全面義務化の施行日関係	9
1-4	省エネ性能の評価(全般)	11
1-5	仕様基準	15
1-6	省エネ計算(外皮計算・WEBプログラム)	20
1-7	省エネ適判	23
1-8	気候風土適応住宅	32
1-9	大規模非住宅	33
1-10	その他	34
2.	表示制度	39
3.	建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度	43
4.	住宅トップランナー制度の拡充	48
2	建築基準法関係	49
1.	建築確認・検査の対象となる建築物の規模等の見直し	49
2.	建築確認手続きが必要となる大規模の修繕・大規模の模様替等について	58
3.	木造建築物の仕様の実況に応じた壁量基準等の見直し	63
4.	階高の高い木造建築物等の増加を踏まえた構造安全性の検証法の合理化	74
5.	中大規模建築物の木造化を促進する防火規定の合理化	76
5-1	耐火建築物に係る主要構造部規制の合理化	76
5-2	大規模木造建築物の主要構造部規制の合理化	76
5-3	避難時倒壊防止構造の合理化	77
5-4	階数に応じて要求される耐火性能基準の合理化	77
6.	部分的な木造化を促進する防火規定の合理化	78
7.	既存建築ストックの省エネ化と併せて推進する集団規定の合理化	81
8.	既存建築ストックの長寿命化に向けた規定の合理化	85
3	建築士法関係	89
4	その他	90

	問	答	更新日
13	小規模建築物に関する構造計算適合性判定の特例の対象となる建築物の規模を教えてください。 構造設計一級建築士でなく、一級建築士の場合の申請ルートに変更はあるか。	法第 20 条第 1 項第 4 号に掲げる建築物となります。 一級建築士の場合には変更ありません。従来どおり、構造計算適合性判定が必要となります。	
14	小規模建築物に関する構造計算適合性判定の特例について、特定行政庁内に建築確認審査を行うことができる、構造計算適合判定資格者である建築主事が少ないことから、当該建築主事がいたとしても、当面の間は、特定行政庁の判断として申請者に構造計算適合性判定を求めることは可能か。	申請者における手続きの合理化を図るため、本特例の活用に努めてください。 ただし、当該建築主事を継続的に設置することが難しい場合等においては、申請者に対して構造計算適合性判定を求めることが可能です。この場合に、建築基準法施行規則第 3 条の 13 に規定されている本特例による審査を行う旨の公表は必要ありません。	
15	構造計算を要しない建築物について、仕様規定の審査内容はどのようなものか。	構造計算を要しない建築物における建築確認時の仕様規定の審査内容は、建築基準法施行令第 3 章第 3 節に規定される壁量の確保、壁配置のバランス、柱の小径、基礎等の規定への適合の確認となります。	
16	基礎における主筋と補強筋の緊結とはどのような状態を想定しているのか。	基礎が一体的なコンクリートとして荷重を支えられるようにするために、主筋と補強筋が相互に応力を伝達できるような状態を想定しています。	
17	基礎における主筋と補強筋の緊結の具体的な方法にはどのようなものがあるのか。	具体的には、フックや住宅用ユニット鉄筋などは十分な耐力が期待できるものとして挙げられますが、主筋と補強筋とが相互に応力を伝達できるものであれば、それ以外の方法を排除するものではありません。	
18	建築確認等において、基礎における主筋と補強筋の緊結の具体的な方法について審査や検査を行う必要はないのか。	主筋と補強筋の緊結方法については、個別具体的な建築計画に応じて、設計者が適切に判断することとしています。このため、審査においては、緊結していることが確認できれば、具体的な緊結方法を審査する必要はありません。また、検査においては、構造詳細図との整合を確認することとします。	
19	2階建ての木造一戸建て住宅（軸組構法）等の確認申請・審査マニュアル第 3 章 7. 構造安全性の配慮事項で示されている 4 項目は、建築確認で審査対象となるのか。	審査対象ではありません。	